

(1) 発注者指定型

熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行工事（発注者指定型）の実施について

本工事は、快適トイレ設置試行工事（発注者指定型）の対象である。試行にあたっては、熊本市営繕工事における快適トイレ設置の試行要領に基づき行う。

なお、現場内に分離発注工事が複数ある場合、試行対象工事は、同一現場内で1つの工事のみとし、受発注者間並びに受注者間の協議により試行対象工事を決定するものとする。また、各受注者は、快適トイレの設置、利用について相互に協力すること。

(2) 受注者希望型

熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行工事（受注者希望型）の実施について

本工事は、快適トイレ設置試行工事（受注者希望型）の対象である。受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行要領（以下「要領」という。）第4条第3項に基づき、契約後、速やかに発注者と実施について協議するものとする。

なお、現場内に分離発注工事が複数ある場合、試行対象工事は、同一現場内で1つの工事のみとし、受発注者間並びに受注者間の協議により試行対象工事を決定するものとする。また、各受注者は、快適トイレの設置、利用について相互に協力すること。